



しょうかん 昭島市予防接種費用償還払い制度について



市外の病院に入院、施設に入所しているなどの理由により、やむを得ず昭島市外の医療機関で定期予防接種を受ける方を対象に、予防接種にかかった費用の一部の助成（償還払い）を行っています。助成を受けるためには、接種前に「予防接種実施依頼書」の交付を受ける必要があります。指定医療機関以外で予防接種を希望される方は、必ず接種を受ける前に健康課健康係に相談してください。

※「予防接種実施依頼書」とは、昭島市が実際に接種を行う市区町村長、又は医療機関に対して、予防接種の実施を依頼する書類です。依頼をした予防接種により、万が一重大な健康被害が生じた場合には、昭島市が事務手続きを受け付けるという内容のものです。

※市外でも依頼書なしで接種できる医療機関もありますので、健康課健康係までお問い合わせください。

※昭島市内の指定医療機関となっていない医療機関での接種は償還払いの対象外です。

◆ 対象となる方

接種当日に昭島市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方のうち、指定医療機関での接種が困難な方

- （１）市外施設に入所している方
- （２）疾病等により入院し、又は通院している方であって、当該予防接種を受ける方の健康管理上、その入院又は通院する医療機関において予防接種を受けることが主治医の診断書等により適当であると認められる方
- （３）災害等やむを得ない理由により市外に継続的に滞在している方
- （４）その他市長がやむを得ない特別の理由があると認める方

◆ 対象となる定期予防接種

- ・ 高齢者肺炎球菌（65歳のみ）
- ・ 高齢者インフルエンザ（65歳以上）
- ・ 新型コロナウイルス（65歳以上）
- ・ 带状疱疹（65歳以上5歳刻み）

※ただし、予防接種実施依頼書の交付を受け、対象年齢や適切な接種間隔を守って接種したものに限ります。

◆手続きの流れ

- (1) 必ず接種を受ける前に昭島市健康課健康係に相談をして「予防接種費用償還払い制度」を受けたい旨を伝えてください。
- (2) 「予防接種実施依頼書交付申請書」を提出してください（郵送での提出可）。
- (3) 申請内容確認後、「予防接種実施依頼書」「予防接種費償還払申請書兼請求書」等、必要書類を申請者に郵送します。
- (4) 医療機関窓口へ「予防接種実施依頼書」を提出の上予防接種を行ってください。その際、領収書、予診票等必要書類を忘れずにもらってください。
- (5) 「予防接種費償還払申請書兼請求書」と必要書類を下記「問い合わせ先」に直接または郵送にて提出してください（接種日の翌日から1年以内に提出してください）。
- (6) 提出後、交付が決定した場合は、「予防接種費償還払交付決定通知書」を郵送します。
※助成要件に合致しない等、助成金が支給できない場合は、その理由を記載した「予防接種費償還払不交付決定通知書」を郵送します。
- (7) 指定された口座（申請者の口座か被接種者本人の口座）に助成金が振り込まれます。

◆必要書類

- ・予防接種費償還払申請書兼請求書（必要事項を記入し、確実に振込ができる口座を記入したもの）
 - ・領収書の原本（接種した予防接種の種類と、種類ごとの金額がわかるもの）
 - ・予診票の原本又はその写し
- ※生活保護等受給者の方の場合、受給証明書の提出が必須です。提出がない場合には、自己負担額分の助成は受けられません。

◆助成額

予防接種の助成額は、自己負担額を差し引いた支払い済みの金額と市の定める上限額のどちらか小さい額が上限となります。またその上限額は年度によって変わることがありますので、昭島市ホームページまたはお問い合わせの際にご確認ください。また、接種費用は医療機関によって異なりますので、あらかじめご確認くださいことをお勧めいたします。

◆申請期限

申請期限は予防接種を受けた日の翌日から起算して1年以内となります。
郵送の場合は申請期限内に必着でお願いします。（申請内容や添付書類に不備がある場合、申請期限内に不備が解消されないと受理できないことがありますので、早めに郵送してください。）

◆問い合わせ先

昭島市健康課予防接種担当

〒196-8511

東京都昭島市田中町1-17-1 7F

電話 042-544-5126

8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く）